

◆届出等が必要な事項について

土地の所有権を移転された場合や登記をしていない借地権をお持ちの場合等は、蒲生北部整備課への届出等が必要となりますので、所定様式にて手続きをお願いいたします。

なお、土地区画整理審議会委員選挙にあたり、下表の届出等が必要な事項に該当する方は、選挙権や被選挙権を有するために、相続届出や代表者選任通知、借地権の申告等が必要となりますので、所定の手続きをお願いいたします。

届出等が必要な事項	所定様式※
土地の相続を行った場合	相続届出書
土地の売買、分筆又は合筆により所有権が移転した場合	所有権移転届出書
権利者の住所、氏名に変更があった場合	住所氏名変更届出書
土地が共有、共同借地の場合 又は土地の同一部分に複数の借地権者がいる場合	代表者選任通知
借地権(建物所有を目的とする地上権及び賃借権)を登記していない場合	借地権申告書
借地権以外の権利を登記していない場合 (地上権、賃借権、永小作権、耕作権、使用賃借権等の使用収益権並びに質権)	借地権以外の権利の申告書
すでに申告されている権利に移転、変更又は消失があった場合	権利変動届出書

※届出等に必要な様式は、蒲生北部整備課のホームページにてご確認ください。
ご不明な点等があれば、蒲生北部整備課までお問合せください。

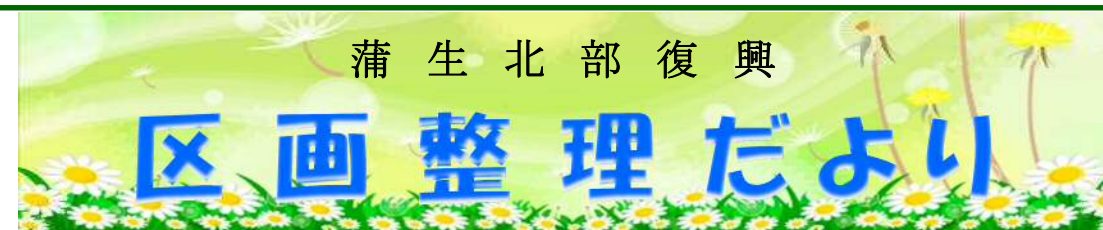
◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方等に発送しております。

相続権利者の方につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
住所: 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎
(アーバンネット勾当台ビル)3階
TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp



VOL 50

発行:仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課 平成31年4月26日
<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
やわらかな春風に心華やぐ季節となりましたが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。今回の「区画整理だより」では、蒲生北部整備課の新体制、土地区画整理審議会委員の選挙、今年度上半期の保留地販売予定、届出等が必要な事項などについてお知らせいたします。

お知らせ

◆蒲生北部整備課の新体制について

《新任課長挨拶》

平成31年度の人事異動により、蒲生北部整備課長に就任しました千田 靖之(ちだ やすゆき)と申します。今回の人事異動では、8名の転出者に対して、私も含め新たに7名が加わり、課長以下17名で蒲生北部土地区画整理事業を進めていくこととなりました。



若生技師:課の新規転入者

事業期間も残すところ3ケ年となりますが、工事等におきましても、最盛期を迎えており、通行止めなど何かとご不便をおかけしておりますが、これまで同様に、皆様のご理解を得ながら、一日も早く事業を完了できるよう職員一同努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

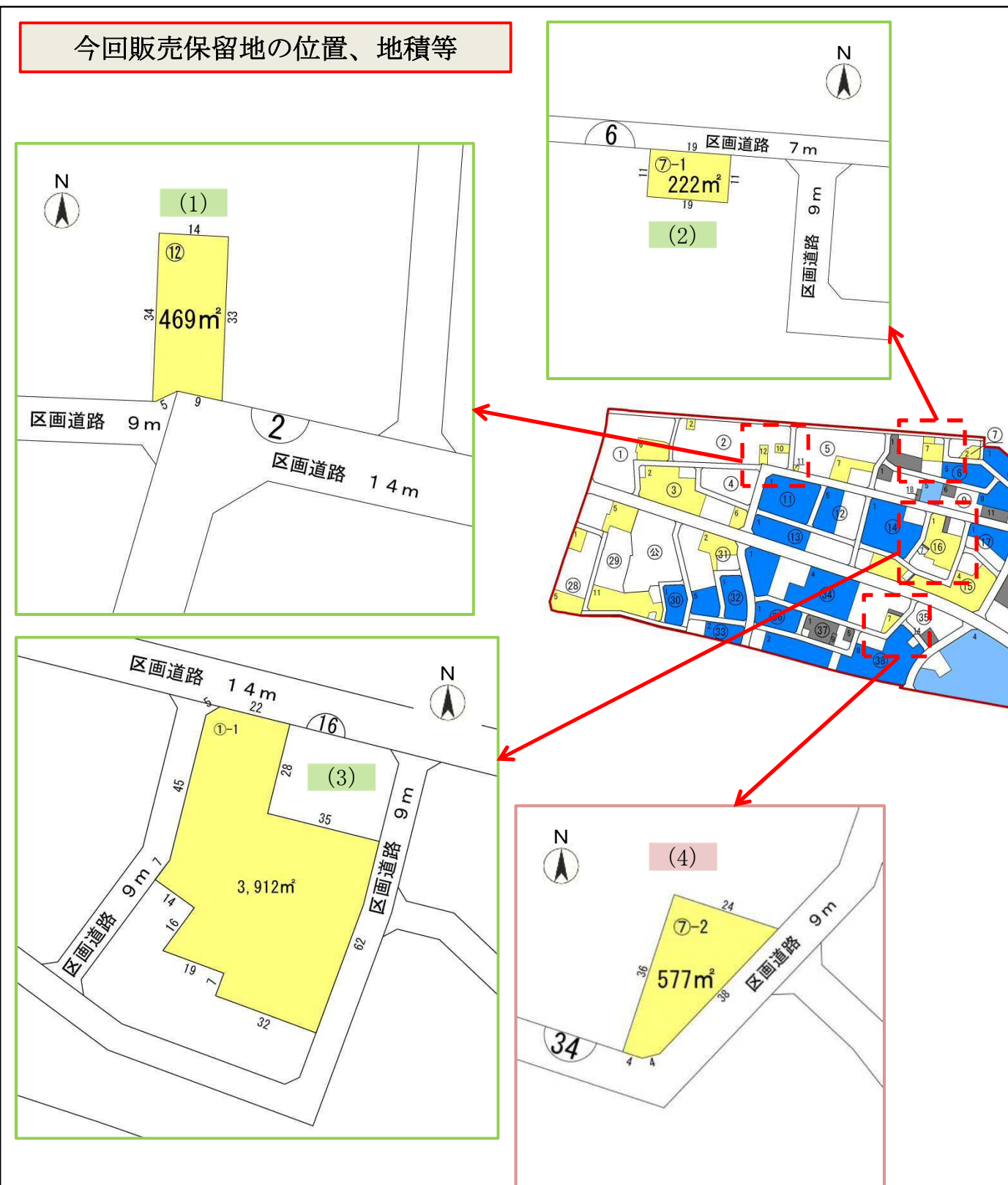
◆土地区画整理審議会委員の選挙について

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会は、権利者の中から選出された委員の方と学識経験者の方により構成され、仮換地指定など事業を進める上での様々な事項について、年に数回開催し、ご審議いただいております。

このたび、審議会委員の任期(5年)満了に伴う選挙を、今年の8月中旬に予定し、5月中旬には選挙期日(投票日)の公告を行う予定でおります。今後の予定や詳しい内容などは次号よりお知らせしてまいります。

◆今年度上半期の保留地販売予定について

下図の保留地 4 区画を今年の 7 月以降に販売予定です。具体的な販売時期や販売方法、価格等については詳細が決まり次第お知らせいたします。

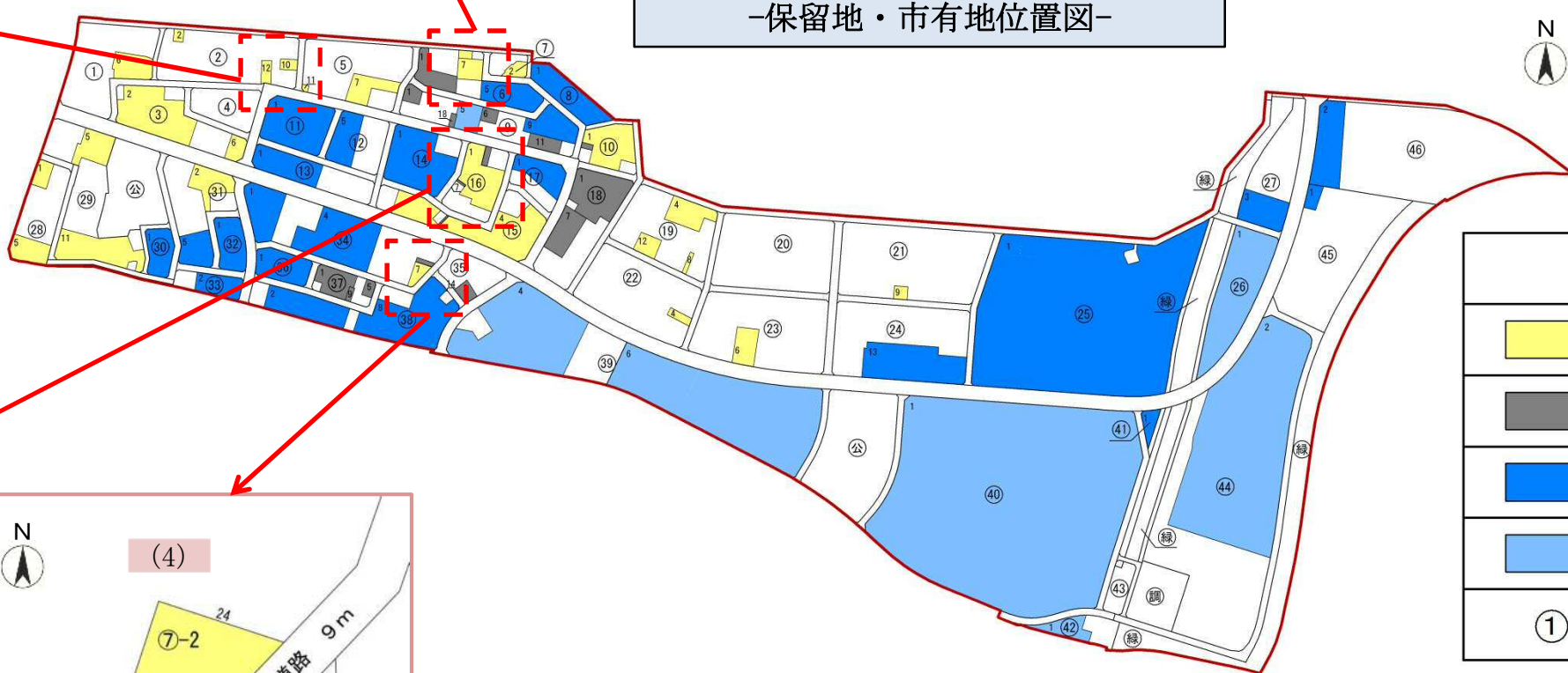


販売対象者	番号	街区番号	画地番号	地積(*) (m ²)	用途地域	建ぺい率、容積率
事業地区内の地権者の方への先行販売 (以下「先行販売」と記す)	(1)	2	12	469	準工業地域	建ぺい率 60% 容積率 200%
	(2)	6	7-1	222		
	(3)	16	1-1	3,912		

(*) 現時点の計画上の地積となります。

- 「保留地購入要件」**
- ① 事業地区内の土地所有者の方（土地登記簿に所有者として登記されている個人、法人）
 - ② 事業地区内の借地権者の方（土地登記簿に借地権者として登記されている個人、法人）
 - ③ 土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている個人、法人

-保留地・市有地位置図-



凡 例	
	保留地
	保留地（契約済）
	市有地
	市有地（協定済等） ^(※)
①	街区番号

(※) 公募により選定した事業候補者と立地協定等を締結している市有地

販売対象者	番号	街区番号	画地番号	地積(*) (m ²)	用途地域	建ぺい率、容積率
一般販売	(4)	34	7-2	577	準工業地域	建ぺい率 60% 容積率 200%

(*) 現時点の計画上の地積となります。

番号(4)の保留地については、昨年度の販売において購入希望がなかった区画のため、「先行販売」の対象者以外の方も対象として一般販売します。